総務省総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課御中

郵便番号 150-0031

住所 東京都渋谷区 桜 匠 町 3-24 カコー桜丘ビル 6 階 社団法人日本インターネットプロバイダー協会 Tel. 03-5456-2380 Fax. 03-5456-2381 会長 渡辺 武経

連絡先 事務局長 亀田 武嗣 メールアドレス info@jaipa.or.jp

「NTT東西の活用業務認可申請に対する総務省の考え方」に関し、別紙のとおり 意見を提出します。

項	段落	意見
P. 4	(2)電気通信事業の公正	原案には「本エンドーエンド通信が任意のIP通信網におい
	競争確保に支障を及ぼす	て行うことのできるピア・ツー・ピア方式の通信の範囲内である
	おそれについて	場合は公正競争の確保に支障を及ぼすおそれが認められな
	1)ステップ1 ②ボトルネ	い。」とありますが、次世代ネットワーク(以下NGN)においてピ
	ック設備との関連性	ア・ツー・ピア方式の通信(以下網内折り返し通信)を実質的
		に行なうことができるのは NTT 東西地域会社のみとなります。
		2 年前(平成 21 年 8 月)に、NTT 東西から出された NGN
		のIPv6インターネット接続に関する接続約款変更認可の時点
		では、ネイティブ方式の網内折り返し機能については全ユー
		ザーに提供するという前提はありませんでした。
		しかしながら今回の活用業務認可申請にあたっては、当時 の網内折り返し機能に相当するエンドーエンド通信機能は
		NGN の全利用者が IPv6 アドレスを付与した回線を用いて利
		用可能であるとされています。
		まが国のブロードバンドにおいて最も利用者の多いインフ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		ラが FTTH であり、その FTTH インターネット接続サービスに
		おける NTT 東西のシェアが 2009 年度競争評価において 74%
		超であることを考慮すると、今後NTT東西においてNGNへの
		マイグレーションが進展した時点においては、本来長距離通
		   信に分類される国内インターネットのトラフィックの相当程度が
		エンドーエンド通信により地域通信会社の網内で折り返され
		ることになります。
		これにより従来長距離通信会社及び ISP が扱ってきたインターネットのトラフィックを NTT 東西が相当程度扱うことにな
		り、NTT 法の趣旨を損ねる、なし崩し的な NTT 東西による長
		距離通信、ISP 領域への業務範囲拡大となることが懸念され
		ます。これがインターネットにおける競争環境に影響を与える
		事がないよう、認可の条件として明記することを要望しますとと
		もに、総務省にはその監視・監督を求めたいと思います。
		0. , ,, , , , , , , , , , , , , , , , ,

P6 ②ネットワーク情報の開示

原案には、「【総務省の考え方】NTT東日本が上記位置付けているように、本エンド―エンド通信が、任意のIP通信網等においても提供可能なピア・ツー・ピア方式の通信として自網内に終始する通信である限り、当該通信の提供は公正競争の確保に支障を及ぼすおそれが認められないと考えられるため、新たにネットワーク情報の開示を行う必要性は認められない。」とありますが、ピア・ツー・ピア方式の通信として自網内に終始する通信であって、本来長距離通信であるものが相当程度これに含まれるものであり、長距離通信事業者及びISPとの関係において公正競争上無関係ではありません。

すなわち、長距離通信事業者及び ISP はインターネット上で起こっている様々な問題、P2P のファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害データの交換、青少年有害情報、違法情報、児童ポルノ画像の流布、DDoS 攻撃、不正アクセス、迷惑メール、ボットネットに感染したパソコンによるマルウェア感染のパケットの送信に対し、アビューズ活動として、多額の費用をかけて対策を実施しております。NTT 東西の網内におけるエンドーエンド通信においても、本来インターネットで行なわれる通信が網内で折り返されるならば、同様の事例が発生することが予想されます。長距離通信事業者及び ISP が行なっているインターネット上の問題に対する対処を自網内の通信というだけで NTT 東西が逃れられるならば、相対的に競争上コスト面で長距離通信事業者及び ISP は不利になります。

また ISP 等インターネット接続役務を提供する電気通信事業者に対しては、例えば青少年インターネット利用環境整備法等、様々な規制が課せられ、ルールが存在しておりますが、ISP は NTT 東西の網内におけるエンドーエンド通信トラフィックについては対処できません。もし実質的にインターネットのトラフィックを取り扱いつつも、地域通信会社にこのようなインターネット上の各種規制やルールが及ばないならば、日本のインターネットにおける安心安全に対する脅威となります。

平成21年の約款変更認可に際し、条件として付された8番(NTT東西に対し、ネイティブ方式における網内折返し通

信に関し、違法有害情報等への対応について、ネイティブ接 続事業者等と連携しながら、適時適切に対応を行うように努 めることを要請すること。(考え方27))とされましたが、これに 加え、今回の認可に当たっては上記のような問題に対応する 条件が更に付されることが必要と思います。 具体的には、ネイティブ方式接続事業者を介在して地域通信 会社とISPの間で契約を結び、ISPの指示 に従って地域通信 会社が児童ポルノのブロッキング等について各種のインター ネット上の問題に対応することが必要です。 また、不正アクセスなどインターネット上の各種犯罪に対す る捜査活動に対するログの提供などもエンドーエンド通信経 由でなされたために ISP にログが残らない場合などは、地域 通信会社で一定期間のログを保存し、契約に従って地域通 信会社が ISP に情報を開示することが必要です。 これらの課題は、ネイティブ方式接続事業者と地域通信会 社の連携及び ISP から地域通信会社への指示という流れが 良いと思います。そうでなければ、インターネットへのアクセ スを誰が提供しているかが曖昧になってしまい、責任放棄に なりかねません。 P. 15 (2)電気通信事業の公正 上記1番目と同じです。 競争確保に支障を及ぼす おそれについて 1)ステップ1 ②ボトルネ ック設備との関連性 ②ネットワーク情報の開示 上記2番目と同じです。 P17